

死亡災害に直結する墜落災害を防ごう！手すり、ヨシ！安全帯、ヨシ！

墜落の危険性が高い作業は「ハーネス型安全帯」を使用してください。

平成 28年 業種別労働災害発生状況

(平成28年 1月～12月末発生分【確定】)

岩見沢労働基準監督署

区分 業種別		平成 28年(確定)			前 年 同 期			対 前 年		業種 割合 (%)	平成 27年(確定)		
		死 亡	休業 4日 以上	合 計	死 亡	休業 4日 以上	合 計	増 減 数	増 減 率 (%)		死 亡	休業 4日 以上	合 計
全 産 業 合 計		2	194	196	3	184	187	9	4.8	100.0	3	184	187
除 く 鉱 業 計		2	193	195	3	184	187	8	4.3	99.5	3	184	187
製 造 業		1	39	40		49	49	-9	-18.4	20.4		49	49
内 訳	食 料 品		17	17		16	16	1	6.3	8.7		16	16
	木 材 木 製 品		2	2				2		1.0			
	紙 ・ パ ル プ												
	窯 業 ・ 土 石		5	5		6	6	-1	-16.7	2.6		6	6
	金 属 ・ 機 械		6	6		16	16	-10	-62.5	3.1		16	16
	そ の 他	1	9	10		11	11	-1	-9.1	5.1		11	11
鉱 業			1	1				1		0.5			
土 石 採 取 業													
建 設 業			31	31	1	26	27	4	14.8	15.8	1	26	27
内 訳	土 木 工 事 業		14	14		8	8	6	75.0	7.1		8	8
	建 築 工 事 業		9	9		12	12	-3	-25.0	4.6		12	12
	木 造 建 築 業		5	5	1	4	5			2.6	1	4	5
	設 備 工 事 業		3	3		2	2	1	50.0	1.5		2	2
道 路 貨 物 運 送 業			27	27	2	15	17	10	58.8	13.8	2	15	17
そ の 他 の 運 輸 業			3	3		4	4	-1	-25.0	1.5		4	4
陸 上 貨 物 取 扱 業													
港 湾 荷 役 業													
林 業			2	2		4	4	-2	-50.0	1.0		4	4
漁 業													
卸 売 ・ 小 売 業			21	21		22	22	-1	-4.5	10.7		22	22
清 掃 業			12	12		10	10	2	20.0	6.1		10	10
そ の 他 の 事 業		1	58	59		54	54	5	9.3	30.1		54	54

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したものです。

(その2)

(平成28年 1月~12月末発生分【確定】)

岩見沢労働基準監督署

業種別	区分	平成 28年(確定)			前 年 同 期			対 前 年		業種割合	平成 27年(確定)		
		死 亡	休 業 4 日 以 上	合 計	死 亡	休 業 4 日 以 上	合 計	増 減 数	増 減 率 (%)		死 亡	休 業 4 日 以 上	合 計
その他の事業(合計)		1	58	59		54	54	5	9.3	100.0		54	54
内 訳	農 業		6	6		8	8	-2	-25.0	10.2		8	8
	畜 産 業		2	2				2		3.4			
	水 産 業												
	理 美 容 業												
	その他の商業		1	1		1	1			1.7		1	1
	金 融 業												
	広告・あっせん業												
	映 画 ・ 演 劇 業												
	通 信 業		1	1		5	5	-4	-80.0	1.7		5	5
	教 育 ・ 研 究 業		3	3		2	2	1	50.0	5.1		2	2
	医 療 保 健 業		5	5		8	8	-3	-37.5	8.5		8	8
	社会福祉施設	1	10	11		10	10	1	10.0	18.6		10	10
	その他の保健衛生業												
	旅 館 業		6	6		4	4	2	50.0	10.2		4	4
	飲 食 店		2	2		3	3	-1	-33.3	3.4		3	3
	ゴ ル フ 場		8	8		3	3	5	166.7	13.6		3	3
	その他の接客娯楽業					1	1	-1				1	1
	警 備 業		1	1		1	1			1.7		1	1
	情報処理サービス業												
	官 公 署												
派 遣 業		5	5		1	1	4	400.0	8.5		1	1	
そ の 他		8	8		7	7	1	14.3	13.6		7	7	

本表は、前表の「その他の事業」の業種内訳である。

お 知 ら せ	1 建設工事着工期労働災害防止運動 期間:平成29年4月1日から6月30日まで 特に過去災害が多発した「建設安全の日(5月25日から5月31日まで)」には、集中的に安全パトロールの実施を
	2 平成28年6月1日から危険有害性のある化学物質を新規に採用したり変更等したときに「リスクアセスメントの実施」が義務化。リスクアセスメントの手法に関しては厚労省ホームページ「職場のあんぜんサイトのコントロール・バンディング」を参照( <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html</a> )
	3 平成27年12月1日から「ストレスチェック(57項目)の実施」が義務化(50人以上の事業場) ~ 自己のストレスを把握し、早期予防を~